

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び烏丸地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会などが烏丸地区において実施していくバリアフリー化事業の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

① 特定事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

② 特定事業以外の事業計画

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

① 短期 平成16年から18年の間に事業を完了させることを目標とするもの

② 中期 平成16年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの

③ 長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、烏丸地区基本構想策定後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会が、それぞれ烏丸地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 烏丸駅・四条駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

鉄道事業者が、阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) 阪急烏丸駅と地下鉄四条駅との連絡通路への階段昇降機の設置

阪急烏丸駅と地下鉄四条駅とを結ぶ連絡通路について、階段昇降機の設置を、公共交通特定事業に位置付け事業実施を図ります。なお、設置する階段昇降機は、常時使用可能であり、車いす利用者だけでなく誰もが自由に使用可能なものです。

(イ) 阪急烏丸駅におけるエレベーターの設置

長年の課題である阪急烏丸駅の改札口からホームに至るエレベーターの設置を、公共交通特定事業に位置付け事業実施を図ります。

イ 情報案内設備

(イ) 阪急烏丸駅における電光式情報案内板への改良

阪急烏丸駅において、電車の案内表示板を、公共交通特定事業に位置付け電光式の情報案内板に改良します。

(イ) 点字ブロックの敷設及び改善

阪急烏丸駅のホーム階に設置しているトイレへの誘導ブロックを、公共交通特定事業計画に位置付け敷設するとともに、ホーム端の警告ブロックを、公共交通特定事業計画に位置付け 1本の線状突起がホーム内側に入ったホーム縁端警告ブロックに改善します。

また、地下鉄四条駅のホームから改札に至るエレベーターのホーム上の点字ブロックの敷設方法を改善します。

(ロ) 点字案内板の設置

阪急烏丸駅の改札口付近に点字案内板を、公共交通特定事業計画に位置付け設置します。

(ハ) エレベーターの操作パネルの表示方法の改善

地下鉄四条駅のホームから改札に至るエレベーターの操作パネルの表示方法を、より利用しやすいように改善します。

(ニ) 手すりの点字表示の改修

地下鉄四条駅の改札外に設置しているスロープ及び連絡通路の手すりの点字表示を改修し、視覚に障害のある人にとっても利用しやすい施設を目指します。

(ホ) 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

烏丸駅や四条駅における統一性、連続性のある表示案内の在り方や、災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示の在り方について、今後、道路管理者などを含めた関係事業者間で連携し検討を進めます。

ウ 利便設備

(ア) 阪急烏丸駅における多機能トイレへの改善

ホーム階に設置している車いす対応型トイレを、公共交通特定事業に位置付けオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた人が器具の洗浄などを洗える設備を備える）など多機能トイレへ改善します。

(イ) 地下鉄四条駅における多機能トイレへの改善の検討

コンコース階に設置している車椅子対応型トイレを、オストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた人が器具の洗浄などを洗える設備を備える）など多機能トイレへの改善について検討を進めます。

エ 個別設備

(ア) 車いす対応型券売機の導入の検討

車いす対応型券売機（十分な下部スペースの確保など）については、現在、機器開発の検討段階であるため、今後の開発状況などを踏まえ、券売機の更新時等においては、積極的に車いす対応型券売機を導入すべく検討を進めます。

(イ) 料金表や路線図の在り方の検討

より分かりやすい料金表や路線図の在り方について、案内表示や緊急情報表示の在り方の検討に併せて、関係事業者間で連携し、検討を進めます。

オ 既に改善した課題・問題点

(ア) 地下鉄全駅での改善

現地踏査の分科会などで提起された様々な課題・問題点のうち、交通局として、エスカレーターへの警告ブロック、エレベーターへの誘導ブロック、車いす対応型トイレへの誘導ブロック及び階段の段端の識別については、平成 15・16 年度の 2 箇年で地下鉄全駅において整備を

図の方針で事業を進めます。

地下鉄四条駅においては、ホームから改札に至るエレベーターのホーム上の誘導ブロックの改善以外は、平成 15 年度中にすべての整備を行いました。

(イ) 地下鉄四条駅個別の改善

路線図の明るさについて、ばらつきがないように改善を図りました。

カ その他

上記以外の現地踏査の分科会などで提起された様々な課題・問題点について、どのように対応していくのかについての基本的な考え方を示します。

(ア) 阪急烏丸駅・地下鉄四条駅における様々な設備の改善の検討

提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などに併せ、できる限り多くの設備の改善を図るよう努めます。

(イ) 各鉄道事業者における全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小、わかりやすい情報案内の検討など阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅以外の駅にも共通の課題となっているものについては、各鉄道事業者において、長期的な課題として検討を進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要








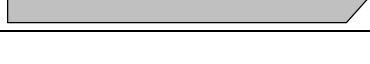
烏丸駅及び四条駅における公共交通特定事業計画の概要を表-11に、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表-12に示します。

表-11 阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体		目標年次									
		阪急電鉄	京都市交通局	H16	17	18	19	20	21	22	23~		
地下鉄四条駅	阪急烏丸駅と地下鉄四条駅との連絡通路への階段昇降機の設置(1基)		○										
阪急烏丸駅	改札口からホームに至るエレベーターの設置(1基)	○											
	多機能トイレへの改善	○											
	電光式情報案内板への改良	○											
	点字ブロックの敷設及び改善	○											
	点字案内板の設置	○											

表-12 阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体		目標年次									
		阪急電鉄	京都市交通局	H16	17	18	19	20	21	22	23~		
地下鉄四条駅	多機能トイレへの改善の検討		○										

地下鉄 四条駅	エレベーター（ホームから改札口）の操作パネルの表示方法の改善（1基）		○	
	エレベーター（ホームから改札口）のホーム上の点字ブロックの敷設方法の改善（1箇所）		○	
	手すりの点字表示の改修		○	
2駅共通	案内表示や緊急情報表示の在り方の検討	○	○	
	車いす対応型券売機の導入の検討	○	○	
	料金表や路線図の在り方の検討	○	○	
	烏丸駅・四条駅における様々な設備の改善の検討	○	○	
	各鉄道事業者における全駅共通の課題の検討	○	○	

阪急烏丸駅・地下鉄四条駅のバリアフリー化事業計画の主なものを図－10、連絡通路の階段昇降機の設置イメージを図－11に示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅を発着する鉄道車両と路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討していきます。

また、阪急電車においては、扉の開閉時にチャイムにより扉位置を知らせる装置を、車両の新設・改良時にあわせて順次改善を図ります。

イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなどの移動円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪バス、京都バス及び京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表－13、表－14、表－15に示します。


表－13 京阪バスの公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次							
	H16	17	18	19	20	21	22	23～
主に四条烏丸を発着する車両の25%をワンステップバスとする								

<参考> 京阪バス車両の更新計画

年 次	総車両数	ワンステップバスの 車両数	ワンステップバスの 割合
平成15年度末 (2003年度末)	81	14	17%
平成16年度末 (2004年度末)	81	18	22%
平成22年度末 (2010年末)	81	20	25%


表-14 京都バスの公共交通特定事業計画の概要

事 業 内 容	目 標 年 次						
	H16	17	18	19	20	21	22 23~
四条烏丸を発着する車両の約90%をワンステップ・ノンステップバスとする							

<参考> 京都バス車両の更新計画

年 次	総車両数	ワンステップ バスの車両数	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ・ノン ステップバスの割合
平成15年度末 (2003年度末)	102	13	4	17%
平成16年度末 (2004年度末)	106	28	4	30%
平成22年度末 (2010年末)	—	—	—	約90%

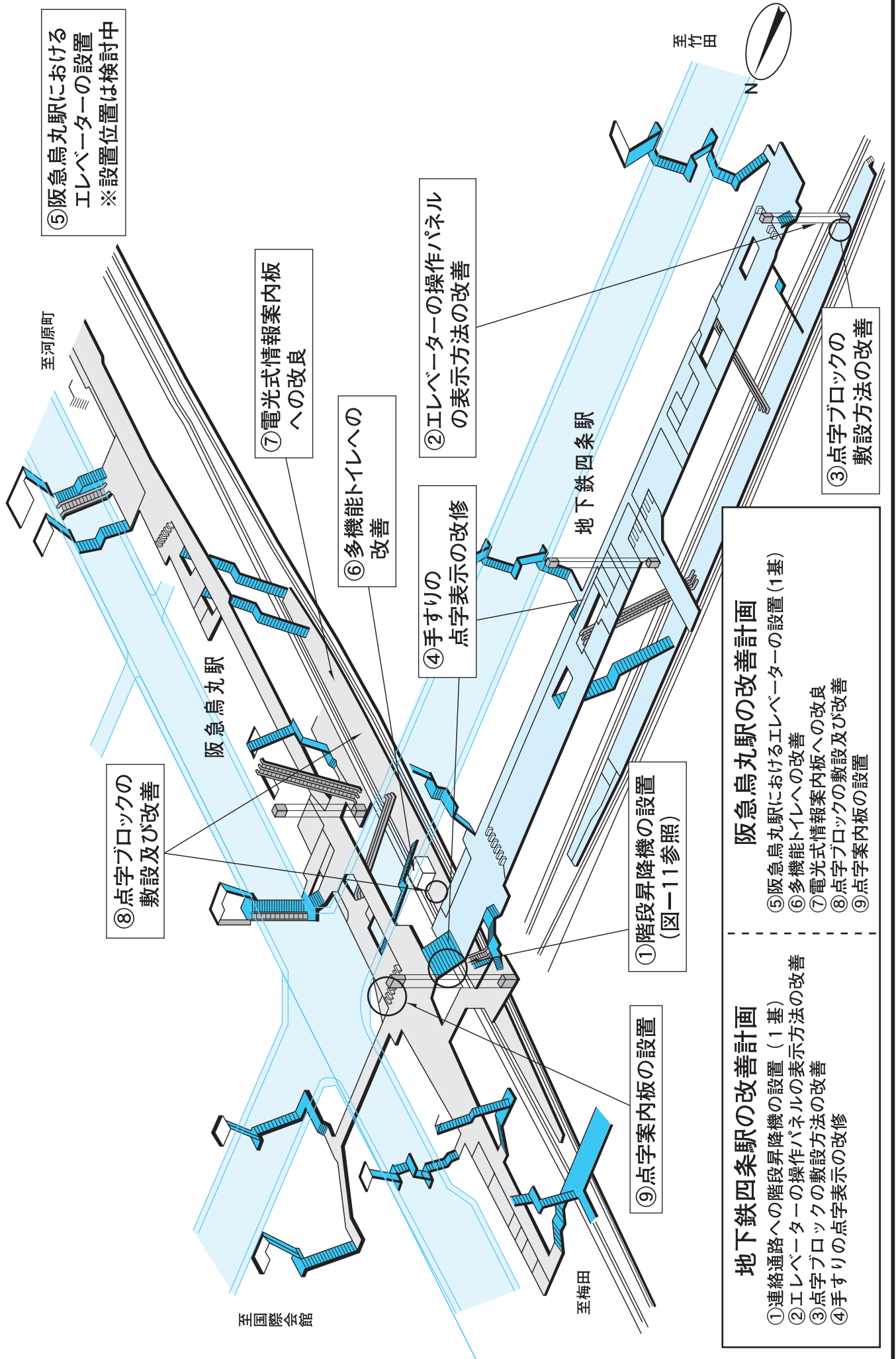
表-15 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事 業 内 容	目 標 年 次						
	H16	17	18	19	20	21	22 23~
四条烏丸を発着する車両の約90%をノンステップバスとする							

<参考> 京都市交通局（市バス）車両の更新計画

年 次	総車両数	ノンステップバスの 車両数	ノンステップバスの 割合
平成15年度末 (2003年度末)	750	189	25%
平成16年度末 (2004年度末)	750	258	34%
平成22年度末 (2010年末)	—	—	約90%
平成25年度末 (2013年末)	—	—	100%

図-10 阪急烏丸駅・地下鉄四条駅のバリアフリー化事業計画



阪急烏丸駅の改善計画

- ⑤ 阪急烏丸駅におけるエレベーターの設置 (1基)
- ⑥ 多機能トイレへの改善
- ⑦ 電光式情報案内板への改良
- ⑧ 点字ブロックの敷設及び改善
- ⑨ 点字案内板の設置

地下鉄四条駅の改善計画

- ① 連絡通路への階段昇降機の設置 (1基)
- ② エレベーターの操作パネルの表示方法の改善
- ③ 点字ブロックの敷設方法の改善
- ④ 手すりの点字表示の改修

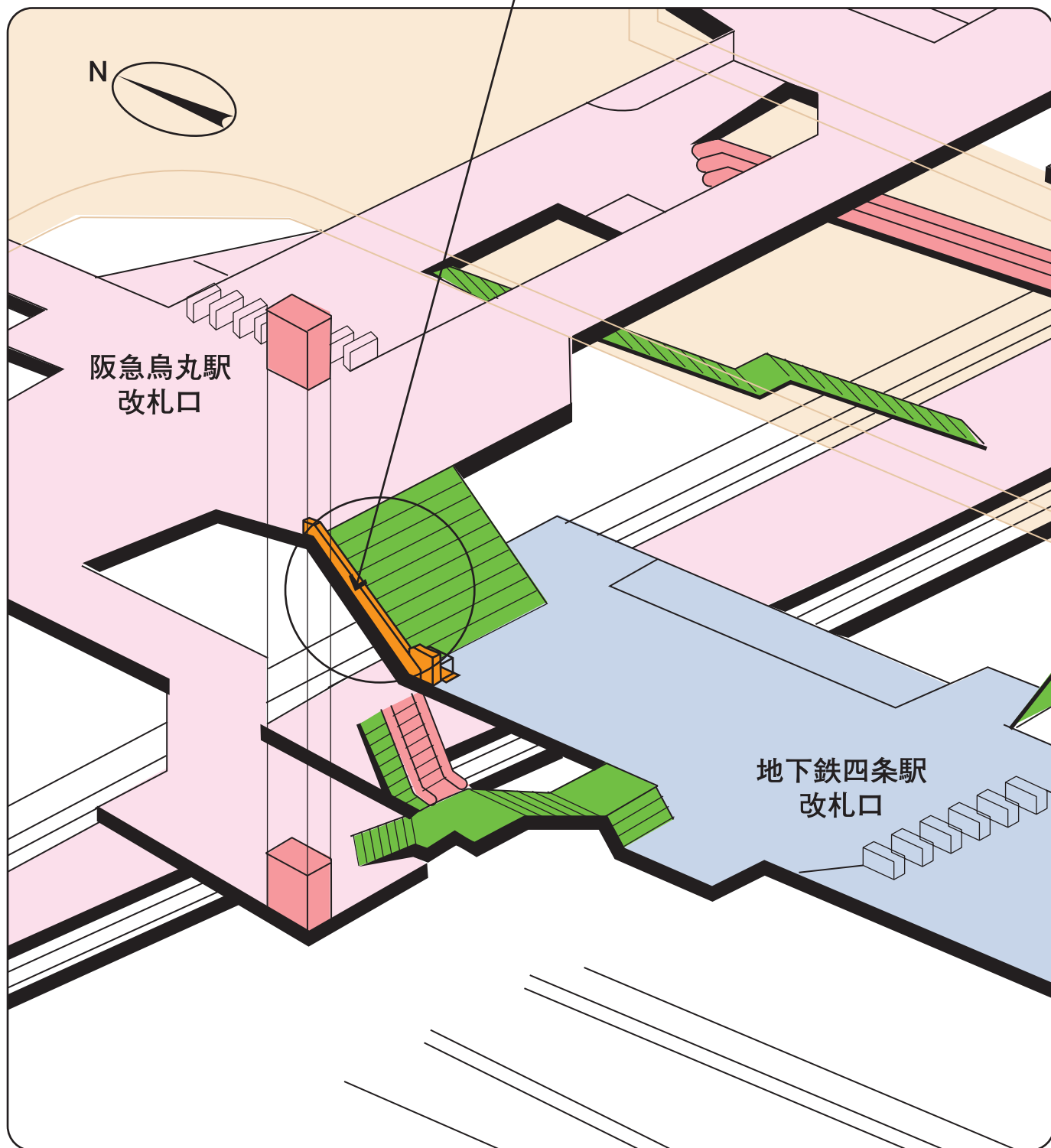
図－１１ 連絡通路への階段昇降機の設置イメージ図



(イメージ図)

- ・常時使用可能
- ・車いす利用者に限らず誰もが自由に使用可能
- ・通話装置,モニター等の安全装置の設置について検討中

階段昇降機の設置



3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

京都市の道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 特定経路

特定経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

イ 準特定経路

特定経路を補完する準特定経路（室町通から綾小路通までの区間）においては、特定経路と連続してバリアフリー化を図れるよう歩道の設置及び幅員の検討を行うとともに、段差、勾配の改善などを進めます。

ウ 特定経路、準特定経路以外の道路

駅周辺に居住する市民の阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅へのアクセス経路の確保や地区の居住環境整備などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー化事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう、歩行者優先策の検討などを進めます。

エ その他

(ア) 放置自転車の対策

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組みとともに、まちの美化を推進するため平成16年度から創設した「京（みやこ）・華やき隊」や地元の取組などとの協力・連携を図りながら、取組を進めます。

(イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成16年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

烏丸地区における道路特定事業計画の概要を表-16に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-17に示します。

表-16 道路特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次						
			H16	17	18	19	20	21	22
特定経路Ⅰ	主要市道嵐山祇園線（通称：四条通）	段差、勾配の改善							
特定経路Ⅱ	一般国道367号（通称：烏丸通）	段差、勾配の改善							
特定経路Ⅲ （区間1, 3, 4）	主要市道嵐山祇園線（通称：四条通）及び 府道京都広河原美山線（通称：堀川通）	段差、勾配の改善							
特定経路Ⅳ	一般国道367号（通称：烏丸通）	段差、勾配の改善							

表-17 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次						
			H16	17	18	19	20	21	22
準特定経路	室町通及び綾小路通	・歩道の設置及び幅の検討 ・段差、勾配の改善	▶						
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討	▶						

道路のバリアフリー化事業計画を図-12に示します。

4 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路において高齢者や身体に障害のある人などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などに努めます。

イ 横断歩道の見直し

高齢者や身体に障害のある人などの安全で円滑な移動を確保するため、横断歩道幅の見直しなどに努めます。

ウ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の手配・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

エ その他

交通安全特定事業計画は、平成16年度末を目途に定めますが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

烏丸地区における交通安全特定事業計画の概要を表-18に示します。

表-18 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等	事業内容	目標年次						
			H16	17	18	19	20	21	22
特定経路Ⅰ	主要市道嵐山祇園線（通称：四条通）	違法駐車の指導・取締り及び 広報・啓発の推進	注)						
特定経路Ⅱ	一般国道367号（通称：烏丸通）	違法駐車の指導・取締り及び 広報・啓発の推進	注)						
特定経路Ⅲ	主要市道嵐山祇園線（通称：四条通）	横断歩道幅改良の検討	注)						
	主要市道嵐山祇園線（通称：四条通）及び府道京都広河原美山線（通称：堀川通）	違法駐車の指導・取締り及び 広報・啓発の推進	注)						
特定経路Ⅳ	一般国道367号（通称：烏丸通）	視覚障害者用付加装置 （音響装置）の設置検討	注)						
		違法駐車の指導・取締り及び 広報・啓発の推進	注)						

注) 現在すでに取り組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-12に示します。

5 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表-19に示します。

表-19 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や身体に障害のある人の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や身体に障害のある人とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験、疑似体験など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や身体に障害のある人との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育
高齢者や身体に障害のある人へのサポート教育		
介助体験、疑似体験などによる訓練、研修		
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類等、高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めするための広報・啓発活動など	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した駅などのバリアフリー状況に関する情報提供 (京都市や公共交通事業者のホームページなど)
		バリアフリーマップの作成・提供 (駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など)
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など 全ての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民及び事業者は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。